

仕 様 書

1 件名

「知って守って下請法」パンフレット及び「優越的地位の濫用」パンフレットの印刷

2 印刷仕様

(1) 「知って守って下請法」パンフレット

- ア 頁 数 A 4 判 28頁（表紙，裏表紙含む）
- イ 部 数 1,000部
- ウ 色 数 4 C／4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5 k g
（グリーン購入法に適合する用紙を使用すること）
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 編 集 添付のとおり原稿を編集（1か所）
- キ 校 正 1回
- ク 入稿形態 CD-R（Adobe Illustrator）

(2) 「優越的地位の濫用」パンフレット

- ア 頁 数 A 4 判 20頁（表紙，裏表紙含む）
- イ 部 数 3,000部
- ウ 色 数 4 C／4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 76.5 k g
（グリーン購入法に適合する用紙を使用すること）
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 校 正 1回
- キ 入稿形態 CD-R（Adobe Illustrator）

3 納入物

(1) 印刷物（2(1)及び(2)のパンフレット）

- ア 納入期限 平成31年2月22日（金）
- イ 納入場所 〒100-8987
東京都千代田区霞が関1－1－1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

(2) 原稿データ（2(1)カで編集したもの）

- ア 納入期限 平成31年2月22日（金）
- イ 納入場所 3(1)イに同じ
- ウ 納入形態 CD-Rに記録して納入

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

平成 31 年 1 月 15 日（火）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1－1－1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 14 階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX : 03-3581-2951

E-mail : open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参，郵送，FAX 又は電子メール

FAX 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，
受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

エ 提出書類

(7) 見積書（消費税込みの総額を明示）

(4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

(1) 現物（編集前）と同一仕様で増刷すること。現物（編集前）は入稿時に提供する。

(2) 業者決定後，原稿データを CD-R で提供する。本業務終了後，入稿時に提供した CD-R を速やかに返却すること。

(3) 公示期間中，現物（編集前）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば，来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。

(4) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3375

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報を経営に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己,下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは,当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合,又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は,警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに,公正取引委員会に報告いたします。

下請法の適用対象

下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

下請法は、適用対象となる下請取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金*区分の両面から定めており、規制対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※ 資本金の額又は出資の総額

取引の内容

下請法の規制対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」と大きく4つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することなどをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のようなものがあり、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：
- ・プログラム
 - ・映像や音声、音響などから構成されるもの
 - ・文字、図形、記号などから構成されるもの

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。